

中国残留孤児・婦人のみなさんには

せめて祖国で幸せな老後を過ごしてほしい

中国残留孤児 婦人ら国に集団提訴へ

2002年以降、日本に永住帰国した中国残留孤児婦人とその家族約6千人のうち、約2千2百人（残留孤児婦人の9割）が全国15地裁で、国を相手取った集団提訴の動きが相次ぎました。

訴訟の理由は、日本政府が戦後早期帰国の措置や帰国後の十分な支援策を怠ったとして、老後の生活保障を求めたやむにやまれぬ裁判闘争でした。

国が支援強化にのり出す

こうした動きに政府の対応が迫られ、2007年11月28日、中国残留邦人支援法改正案が国会で全会一致可決しました。改正案では、戦後中国残留で保険料を未払いのため3分の1しか支給されていなかつた国民年金を、国が保険料の未払い分を負担することで満額（月額6万6千円）を支給。生活支援給付金として単身世帯で月額最大8万円を支給するほか、これまで生活保護制度で支給されてきた住宅や医療、介護の費用は「支援給付」と名を変えて引き続き国が負担する。孤児本人が死亡した後は、配偶者に支給を続ける、というものです。



「これでは生活保護世帯と同じ生活監視につながる」との不満も出ています。

日本政府の支援策のないなかでも残留孤児の消息の調査や墓参りなどで、日本からの多くの訪問があった。日本からの訪問を迎える残留婦人たち。

（写真は長野県「満蒙開拓歴史展」より）



伊那上
郷駅に降
りたった
残留婦人
を囲む家
族たち。

（写真は長野県「満蒙開拓歴史展」より）

自立支援策の一歩、訴訟取り下げ

国の支援法改正で、これまでより支援策の一歩前進であり集団訴訟の闇の成果と評価して、中国残留孤児婦人の集団訴訟は、和解や取り下げにより順次終結しました。

永住帰国した中国残留孤児・婦人たちの新支援策実施以前は、国民年金がわずかなうえ、言葉も不自由なため就職も困難で、約7割の孤児が生活保護で暮らす状況でした。そのため生活するのが精一杯で、中国に出かけると保護費が支給されないため、養父母に会いにも行けない状況で「豊かな日本に帰国したのに、なぜ会いに来ないのか」「恩を忘れたか」「恩知らず」という養父母から不満の声が上がりました。

中国人民に養育の恩を感謝する中国訪問団

2009年11月、全国に暮らす中国残留孤児45人が「中国人民に養育の恩を感謝する中国訪問団」を組織し、出発しました。命を救い育てもらった感謝の気持ちを伝えるためのこうした旅を、孤児らが自ら企画するのは初めてでした。これは孤児たちの悲願で、国の新支援策が2008年春から実施され、生活保護のしばり（海外に出かけると保護打ち切り）から解き放たれた結果実現したものです。

もっとも孤児が多かった黒竜江省の省都ハルビン市で養母や地元政府関係者らを招き「中国人民に養育の恩を感謝する交流会」を開催。この動きは中国のテレビや新聞で連日大きく取り上げられ、中国社会の孤児らへの誤解を解く一歩となりました。

「今後日中友好に役立ちたい」と孤児らは誓いました。